

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

公益財団法人復光会

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

目 次

第 1 条 (目的及び意義)	3
第 2 条 (定義等)	3
第 3 条 (報酬等の支給)	3
第 4 条 (報酬の額の決定)	3
第 5 条 (報酬の支給日)	4
第 6 条 (報酬の支給方法)	4
第 7 条 (退職慰労金)	4
第 8 条 (費 用)	4
第 9 条 (公 表)	4
第 10 条 (改 廃)	4
附 則.....	4
別表 非常勤の理事、監事及び評議員の報酬額.....	5

公益財団法人 復光会 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

第 1 条 (目的及び意義)

この規程は、公益財団法人復光会（以下、「本会」という）の定款第 14 条及び第 31 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

第 2 条 (定義等)

この規程において、掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、週 3 日以上勤務する者をいう。
- 2 非常勤役員とは常勤役員以外の者をいう。
- 3 報酬等とは、職務遂行の対価として支給する報酬及び退職時に支給する退職慰労金をいう。なお、報酬には賞与を含むものとする。
- 4 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、日当、旅費（宿泊費含む）、通勤手当等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第 3 条 (報酬等の支給)

本会は役員及び評議員に職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 会長、理事長、専務理事、常務理事及び常勤理事に対しては年俸として役員報酬を支給する。会長、理事長、専務理事及び常務理事を除く非常勤役員に対しては理事会等の出席の都度評議員に対しては評議員会等の出席の都度、報酬を支給する。
- 3 理事長、専務理事、常務理事及び常勤理事（病院長、施設長[医師]を兼務する理事を除く）の退任に当たっては、任期に応じ第 7 条に規程する退職慰労金を支給することができる。

第 4 条 (報酬の額の決定)

会長の役員報酬額は、年額 100 万円を上限とし、その支給額は理事会にて決定する。

- 2 常勤の理事長、専務理事、常務理事及び理事の役員報酬額は、年額 3,000 万円を上限とし、それぞれの支給額は理事会にて決定する。
- 3 非常勤の理事長、専務理事及び常務理事の役員報酬額は、年額 1,500 万円を上限とし、それぞれの支給額は理事会にて決定する。
- 4 会長、理事長、専務理事及び常務理事を除く非常勤役員は別表の基準に基づき支給する。
- 5 病院長、施設長（医師）を兼務する理事の役員報酬額は年額 300 万円を上限とし、それぞれの支給額は理事会にて決定する。
- 6 評議員は定款第 14 条で定めた報酬等の範囲内において別表の基準に基づき支給する。

第 5 条 (報酬の支給日)

役員報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日については、従業者給与規程第 4 条を準用する。

2 第 3 条第 2 項に規程する非常勤役員及び評議員にあつては、理事会、評議員会等への出席の都度、支払うものとする。

第 6 条 (報酬の支給方法)

役員報酬は本人名義の金融機関口座への振込みにより支給する。

2 役員報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあつた団体保険料、積立金等を控除して支給する。

第 7 条 (退職慰労金)

退職慰労金は、理事長、専務理事、常務理事及び常勤理事（病院長、施設長[医師]を兼務する理事を除く）として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給する。ただし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うことができる。

2 退職慰労金は月額の報酬額に在任期間 1 年につき 1.0 で計算した年数を乗じた金額を上限として、理事会にて決定する。

第 8 条 (費用)

本会は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、遅滞なく支払うものとする。

2 役員には、その通勤の実態に応じ、従業者の支給基準に準じて通勤手当を支給する。

第 9 条 (公表)

本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第 10 条 (改 廃)

この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人復光会の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

1. 令和 5 年 4 月 1 日一部改正即日施行（第 4 条 2、3）
2. 令和 6 年 4 月 1 日一部改正即日施行（第 3 条 2、3、第 4 条 2、第 7 条）

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

別表 非常勤の理事、監事及び評議員の報酬額

職名	報酬額
理事	1日あたり3万円(手取り額)
監事	1日あたり3万円(手取り額)
評議員	1日あたり3万円(手取り額)